

概要

「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取組を推進する。

期待される効果

- ◆県内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、「いじめ防止対策推進法」及び「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組が推進されている。
- ◆児童生徒の保護者や学校の地域、関係機関がいじめに関する基本的な内容を理解し、学校と連携をして、いじめ防止等に取り組み、児童生徒が安心して学校生活を送ることができている。

現状・課題

- ◆いじめ防止対策推進法(H25)施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進む一方、いじめの重大事態が発生している。
- ◆学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。

いじめ防止等の取組の留意点（『生徒指導提要』改訂版より抜粋）

- ◆各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- ◆学校内外の連携を基盤に実行的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ◆事案発生後の困難課題対応の生徒指導から、すべての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ◆いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと

実施内容

未然防止

「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の活用

いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関での活用を促進し、取組の充実を図る。

- ★活用のための研修会を実施
- ★管理職や生徒指導主事担当者等の研修にて活用促進を促す

予防・早期発見・早期対応

スクールロイヤー活用事業

学校で発生するいじめを始めとする様々な問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験を基に学校でいじめ予防教育や法的相談への対応を行う。

- ◆学校における法的相談への対応
- ◆児童生徒へいじめ等の予防教育
- ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加

いじめ重大事態への対応

県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされるよう、学校に対して指導・支援を行う。

- いじめの積極的な認知及び早期対処を促す
(重大事態予防)
- いじめの調査の実施やいじめを受けた子どもへの支援に関する指導・助言
- 再発防止に向けた校内研修への講師派遣
令和3年度発生件数：21件（国公立）

令和4年度「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用状況

	①校内研修の実施	②いじめ防止の授業等を実施	③保護者・地域向けの研修等の実施、周知
小学校	97.3%	99.5%	94.1%
中学校	96.1%	100.0%	89.6%
高校	85.7%	94.0%	88.0%

令和4年度「人権教育・生徒指導に関する取組状況調査」より

スクールロイヤー活用事業 実施一覧（R2-4）

	R2	R3	R4 (12月末現在)
申請件数	24	19	15
内訳			
①法的相談	11	9	8
②教職員研修	8	1	4
③児童生徒授業	5	9	3

